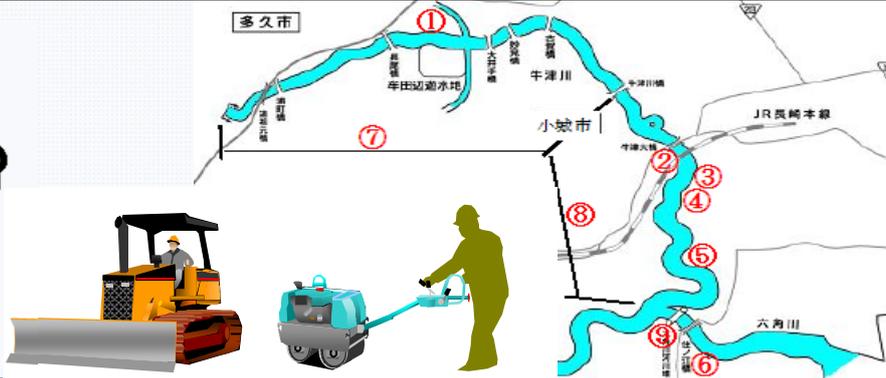


本格的な河川工事の季節になりました。安全施工に留意しますので、地域のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。現在実施中の主な工事を紹介します。

工事名	工期	工事目的及び内容
① 鰐ノ瀬堰下流河道掘削外工事	H26. 4. 1 ~ H27. 2. 28	鰐ノ瀬堰下流の河川内土砂を撤去します
② 牛津川堆積土砂撤去外工事	H26. 6. 11 ~ H27. 3. 20	中流域の河川内土砂を撤去し樹木を伐採します
③ 牛津川立野・虎坊地区掘削築堤外工事	H26. 4. 1 ~ H27. 3. 20	立野・虎坊地区の川幅を上げ洪水を流れ易くします
④ 牛津川川越地区掘削築堤外工事	H26. 4. 1 ~ H27. 3. 20	川越地区の川幅を上げ洪水を流れ易くします
⑤ 楠排水樋管改築及び築堤工事	H26. 5. 12 ~ H27. 3. 10	老朽化した楠排水樋管を改築し堤防を高くします
⑥ 六角川管内堤防補修外工事	H26. 6. 11 ~ H27. 3. 20	六角川河口堰より下流の石積を補修します
⑦ 牛津川上流堤防等維持工事	H26. 4. 1 ~ H27. 3. 31	牛津川橋より上流の草刈や堤防等の補修をします
⑧ 牛津川下流堤防等維持工事	H26. 4. 1 ~ H27. 3. 31	牛津川橋より下流の草刈や堤防等の補修をします
⑨ 六角川河口堰上屋外3件改修工事	H26. 6. 1 ~ H27. 1. 20	六角川河口堰上部の建物を補修します



# 川ら版

国土交通省 武雄河川事務所 牛津出張所

発行所  
武雄河川事務所  
牛津出張所

小城市牛津町上砥川47-9  
(〒849-0305)  
TEL(0952)66-0315  
FAX(0952)66-0326

ホームページアドレス  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/>

9月1日  
第3号

紙面の問い合わせ  
上記発行所へ

## ☆今回は「楠排水樋管改築及び築堤工事」を紹介します

☆工事の主な流れ(現在、②樋管本体工事を実施中。)

### ①地盤改良工事



堤防の地盤となるところを土質改良し強固にします。

### ②樋管本体工事



既設の排水樋管を老朽化した既設樋管を取り壊し、新しく造ります。

### ③築堤工事



高さ約30cm毎に入念に締固を繰り返して堤防を造ります。

### ☆安全管理の徹底



日々のパトロールや作業員朝礼などにより、現場に危険な所がないか、第三者に迷惑をかけてないかなど、「無事故・無災害」に細心の注意を払いチーム一丸となり施工を進めています。また、インターネットカメラを設置し常に工事現場の把握が行えるようにしています。

### 環境対策に努めます



ハイブリッド型



最新型の重機を使用し燃料消費量低減・Co2排出量低減を図ります。



完成イメージ図



建設機械による騒音が発生していないか確認を行いながら施工を行います。

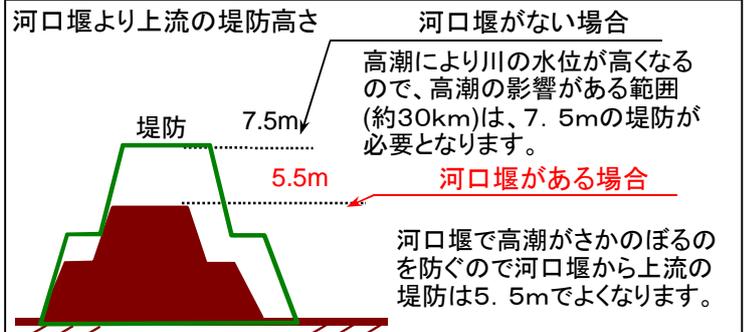
## 六角川河口堰の紹介

高潮が発生した場合には、武雄市や多久市付近まで潮が上がります。六角川河口堰は、六角川と牛津川が合流する地点にあり、台風時にゲートを閉じて六角川・牛津川の上流に高潮がさかのぼらないようにして高潮被害を防いでいます。

Q1：河口堰はどんな時にゲートを閉じるの？

A1：台風の接近によって高潮被害の発生が予想される場合や津波警報が発令された場合などにゲートを閉じます。

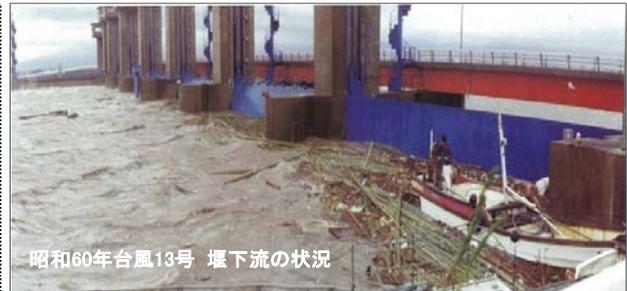
※高潮とは、風により海水が吸い上げられたり、海水が強風で吹き寄せられたりして、海水が普段より数mも高くなることです。



Q2：これまでに何回ゲートを閉じたの？

A2：六角川河口堰は昭和58年完成後、計56回（高潮に備え50回、津波に備え2回、水質事故2回、試験2回）ゲートを閉じています。

その中でも規模が大きかった昭和60年台風13号による高潮では、もし河口堰が無ければ、その水位は堰上流の当時の堤防を約1mも上回り、海水が氾濫して住宅や田畑が塩水で浸水していたところです。



Q3：河口堰を閉じると上流の水がはけないのでは？

A3：ゲートを閉じる操作は最干潮時に行います。その後は、徐々に河口堰より上流の水位は上昇しますが、河口堰より下流の潮位が低くなる干潮時にゲートを上げて水位を下げる操作（水位調整）を行うことにより、河口堰より上流の水位は河口堰が無い場合よりも低く保つことができます。

## 河川の利用について

川はみんなの財産なので、魚釣り、散歩、サイクリングなど、他に迷惑をかけない一般的な用途であれば、誰でも自由に利用することができます。ただし、行事やイベントなどに使用する場合は、事前に国土交通省の各出張所へ「届け出」が必要です。

また、工作物の新築・改築・除却、土地の掘削や盛土をする行為などは、河川に影響を及ぼす恐れがあるため一般的には禁止されています。ただし、河川法に基づき一定の条件を満たした申請をおこない「許可」を得ることもできます。

こんなときはどうするの？

Q1. 堤防道路を一般車両(車、バイク)が走行しており、危険なので注意してもらいたい

A1. 堤防道路には、河川を管理するための通路と、道路法上の道路(国・県・市・町道)の2種類があります。

道路法上の道路については、各道路管理者(国・県・市・町)が対処します。河川を管理するための通路については、あくまでも自由使用としての通行になるため、通行される方がマナーを守って使用していただくのが大前提になります。今後、危険な走行を見かけた場合は引き続き注意していきますが、あまりにも通行マナーが悪い場合には、車止めの設置等の対策を検討しますので、牛津出張所までご相談ください。

Q2. 堤防に生えている草を採取してもいいですか？

A2. 堤防は年2回除草を行っています。除草で出た刈草は有効利用のため無償で提供を行っています。必要な方は出張所へ連絡してください。

また、堤防に生えている草を業務用に採取する場合は、河川法による申請が必要となります。個人的に消費する場合は自由使用の範疇ですが、作業上の注意点等の説明をしますので、事前に牛津出張所までご相談ください。